

阿賀野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

阿賀野市農業委員会

会長 小嶋 覚

阿賀野市農業委員会規則第1号

阿賀野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規則の一部を改正する規則

阿賀野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規則（平成16年阿賀野市農業委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市町村」を「阿賀野市」に改め、同項第2号中「農業振興部農業改良普及センター」を削り、同項第3号中「北蒲みなみ農業協同組合」を「新潟かがやき農業協同組合」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「下越支所」を削り、同号を同項第5号とし、同項第8号中「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、同号を同項第6号とする。

第3条第4項中「農業委員会」の次に「事務局」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。